

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.0 %
全職員	86.0 %

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員含む。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	101.3 %
本庁課長相当職（課長級）	99.8 %
本庁課長補佐相当職（課長代理級）	99.8 %
本庁係長相当職（係長級）	97.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.6 %
31～35年	101.3 %
26～30年	101.0 %
21～25年	95.9 %
16～20年	88.4 %
11～15年	90.9 %
6～10年	92.8 %
1～5年	97.0 %

【説明欄】

- ① 府市共同設置部署における府職員等、本市に在籍する他自治体の職員は算出の対象に含まない。
- ② 短時間勤務の職員及びパートタイムの職員について、年間総勤務時間数を、常勤職員の1年当たりの総勤務時間数で除すことにより職員数を算出している。
- ③ 超過勤務手当について、1人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は84.9%である。
- ④ 扶養手当及び住居手当について、受給者に占める男性の割合は扶養手当が84.3%、住居手当が59.0%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理的地位にある職員	21.2%	23.2%	23.7%

【説明欄】

- ・ 事務・福祉・社教職員のうち、課長級以上の職員の割合
- ・ 令和７年度においては、23.7%となっており、ここ３年間で増加傾向となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	18.4%	19.2%	19.8%
本庁課長相当職（課長級）	22.2%	24.6%	25.0%
本庁課長補佐相当職（課長代理級）	24.9%	24.4%	23.5%
本庁係長相当職（係長級）	33.8%	35.0%	36.1%

【説明欄】

- ・ 事務、福祉、社教職員を対象とする。
- ・ 上記の管理的地位にある職員同様、役職ごとの割合においても増加傾向にある。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	58.0%	71.9%	93.3%
女性	96.4%	94.8%	98.8%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	0.0%	50.0%	100.0%
女性	100.0%	114.3%	92.3%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	33.1%	1.2%	100.0%	0.0%
1月超3月以下	34.4%	1.2%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	12.3%	4.7%	0.0%	41.7%
6月超9月以下	5.8%	14.6%	0.0%	33.3%
9月超12月以下	6.5%	24.6%	0.0%	25.0%
12月超24月以下	1.3%	42.1%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	11.7%	—	—

※当該子に対して初めて取得した育児休業の期間とする。

※少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%となっていない場合がある。

【説明欄】

- ・同一の子に対して同年度中に2回以上の育児休業を取得することも想定されるが、取得期間については当該子に対して初めて取得した育児休業の期間とする。
- ・男性職員においては、1月超3月以下が最も多く、女性職員においては、12月超24月以下が最も多かった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間外勤務平均	104 時間／年	105 時間／年	115 時間／年

【説明欄】

- ・ 全職種平均の時間外勤務時間
- ・ 時間外勤務については、年々減少傾向であったが、令和7年度実績としては、選挙事務や国勢調査等の影響により増加している。

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

任期の定めのない常勤職員及び任期の定めのない常勤職員以外の職員にかかる
女性職員の割合

職員区分	令和7年度
任期の定めのない常勤職員	51.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	42.5%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員を指す。

【説明欄】

- ・ 任期に定めのない常勤職員は女性職員の割合が高くなっている。

VII 職員の年次休暇の取得日数の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日数	17.3 日／年	16.5 日／年	16.4 日／年

【説明欄】

- ・ 年次休暇の取得日数については、他都市平均と比べても高い水準にある。